別記（第２条、第５条関係）

１　支給対象者

　(1)　子育て世帯臨時特例給付金（以下「給付金」という。）は、平成27年６月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（以下「児童手当」という。）の支給を受ける者に対して支給する。

(2)　(1)に規定するほか、給付金は、平成27年５月31日（以下「基準日」という。）において児童手当の支給要件に該当するものとして村が認める者に対して支給する。

(3)　 (1)及び(2)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)又は(2)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　(1)又は(2)に規定する者が死亡した場合（この(3)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。） | 左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の２の対象児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者 |
| ②　基準日における児童手当（児童手当法附則第２条第１項の給付を含む。以下この②において同じ。）の支給要件に該当する者に係る児童（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。）が同法第３条第３項に規定する施設入所等児童であることを(1)又は(2)に規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）その他の当該支給要件に該当する者を基準日における児童手当の支給要件に該当するものとして認める市町村が把握した場合 | 左欄に掲げる施設入所等児童 |
| ③　(1)又は(2)に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に２の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が村に避難している場合において、村に対して当該対象児童に係る児童手当法第７条第１項の規定による認定の請求（村が適当と認める場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。３の(2)の⑥において同じ。）をし、村による当該認定の請求に関する通知が(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該(1)又は(2)に規定する者に対して給付金を支給する市町村が村であるときは、当該認定の請求を受けた場合） | 左欄に掲げる当該者の配偶者 |

２　対象児童

　　１の(1)に規定する者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は当該者に支給される平成27年６月分の児童手当に係る児童、１の(2)に規定する者に支給される給付金の対象児童は１の(2)の規定により児童手当の支給要件に該当するものと村が認めたものに係る児童とする（１の(3)の表の①から③までの右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次の①及び②に掲げる場合のいずれかに該当するときは、この限りでない。

　①　基準日の翌日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合

②　給付金の支給が決定される日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

３　支給の申請

　(1)　村から平成27年６月分の児童手当を支給される者は、村に対して支給の申請を行う。

(2)　 (1)の規定にかかわらず、次の①から⑥までに掲げる者は、村に対して支給の申請を行う。

　　①　１の(1)に規定する者のうち、児童手当法第17条第１項に規定する公務員であって、当該公務員に係る同項の規定により読み替えて適用する同法第７条第１項の認定をした同法第17条第１項の表の下欄に掲げる者その他これらの者に準ずる者に基準日における当該公務員の住所地を村として把握されている者

　　②　１の(2)に規定する者のうち、基準日において村の住民基本台帳に記録されている者（⑥に掲げる者に該当する者を除く。）

③　１の(2)に規定する者のうち、基準日以前に住民基本台帳法第８条の規定により住民票を消除されていた者であって、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて村の住民基本台帳に記録されることとなった者（⑥に掲げる者に該当する者を除く。）

④　１の(3)の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者（当該者に係る１の(1)又は(2)に規定する者がこの３の規定により、村に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

⑤　１の(3)の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第３条第３項各号に掲げる施設等の所在地が村である場合に限る。）

⑥　１の(3)の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者（村に対し、対象児童に係る児童手当法第７条第１項の規定による認定の請求をした者に限る。）